

令和元年6月20日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06777

研究課題名（和文）国際漁業規制における寄港国措置の制度的展開とその影響に関する研究

研究課題名（英文）Port State Measures in International Fisheries Regulations: Development and Influence

研究代表者

楊 名豪（Yang, Minghao）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：30804174

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際漁業規制における寄港国措置の制度的展開について体系的に分析するものであり、その現状と問題点を明らかにすることを目的とする。関連法規制は、国連食糧農業機関の寄港国措置協定の発効に象徴されるように、近年大いに進展している。他方、具体的な実行については断片的でしかなく、また、一部の国は港内経済の需要によって実施の意思を欠いているため、違法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）への抑止効果が限られるという実務上の課題もある。本研究は、その法構造を把握するにあたり、各地域や国家の実行と関連法規制との相互影響を検討し、現代海洋法における寄港国措置の位置付けに関する一視座を提示するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

寄港国措置については、近年きわめて重要な実行が多くみられるため、先行研究の補充が急務となっている現状に鑑みれば、本研究の意義は大きい。国際漁業規制における寄港国措置制度の現状と問題点の明確化を通じて、近年実際に観察される法的現象の正確な理解の一助になるとともに、今後の発展における有益な指針が提供されるであろう。また、寄港国措置にとどまらず、水産業の特性に応じて、寄港国措置の実施に関する法構造を把握する点に本研究の特色がある。本研究は、海洋法の発展についての学術的取組みの一段階を構成するのみならず、IUU漁業対策に強い関心を寄せる水産業界の発展にも貢献できる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to give a systematic analysis with respect to the developments of port state measures (PSMs) in international fisheries regulations, and to clarify its current status and related issues. Represented by the entry into force of the FAO Port State Measures Agreement in June 2016, remarkable progress has been made concerning the development of pertinent laws and regulations. In terms of suppressing illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, however, inconsistent practice as well as lack of political incentives due to economic contemplation among states parties limit the effectiveness of PSMs. Based on a full understanding of the PSMs regime, this research aims to examine its practice at the regional and state level as well as its mutual influence with other relevant legal fields, and to reveal the legal position of PSMs in the context of contemporary law of the sea.

研究分野：国際法学

キーワード：IUU漁業 WTO法 寄港国措置協定 旗国主義 港内検査 国際漁業規制 入港拒否 陸揚げ禁止

1. 研究開始当初の背景

(1) 慣習法上、国家はその領域主権に基づき、外国船舶の出港条件の設定や入港拒否について特段の権利濫用とみなされない限りにおいて、広範な裁量を有する。そのため、IUU 漁業を阻止するために、寄港国がとる措置の効果について大きな期待が国際社会に寄せられている。寄港国措置のさらなる発展の可能性については、2006 年の Swan の IUU 漁業に対する寄港国措置に関する研究 (“Port State Measures to Combat IUU Fishing: International and Regional Developments,” *Sustainable Development Law and Policy*, Vol. 7, No. 1, 38-43, 82-83) を嚆矢として、今日に至るまで多くの論者によって検討されてきた。

(2) 2009 年、これまでの国際漁業規制に関する寄港国措置の実行の集積を踏まえ、寄港国措置協定 (Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing) が締結された。さらに、寄港国措置協定の採択によって、地域的漁業管理機関 (Regional Fisheries Management Organization : RFMO) での港内検査を含む寄港国措置に関する手続の採択は、一段と加速されることになった。寄港国措置協定は法的拘束力のある文書であり、寄港国措置に関する規則が大いに明確化されたといつてよい。一方、各海域でそれぞれ直面する問題があるため、各 RFMO の手続を通じて実現される内容は必ずしも一致しているとはいえない。また、水産業の生産・消費プロセスという産業チェーンの特性に鑑み、公海での漁獲行為と水産品の輸入との間の段階で実施される寄港国措置においては、旗国の排他的管轄権 (旗国主義) や国際貿易規範との間で競合や抵触が生じうる。ゆえに、寄港国措置に関する法の不安定性が少なからず看取されるとともに、IUU 漁業対策として十分な抑止効果を発揮できないという課題がある。

(3) 寄港国措置についての実体的規則やモデル手続は一定の発展が見られる一方、今後、どのような方向に導かれるのかについては十分に明らかにされていない。その発展の方向性が不明確となった結果、寄港国措置が適切に役割を果たせないとなると、IUU 漁業阻止の実効性の低下にもつながりかねない。そこで、国際漁業規制における寄港国措置制度全体を体系的に分析し、その欠陥を特定する必要があるとの着想に至った。

2. 研究の目的

(1) 国際漁業規制における寄港国措置については、近年優れた先行研究が存在しているものの、いずれも体系的分析を欠いている。Palma 等の研究 (*Promoting Sustainable Fisheries* (2010)) は RFMO の手続や国家実行を含んで体系的にまとめるものであるが、寄港国措置協定の採択以降の発展にカバーしておらず、この点について補足する必要がある。そのため、まずは、RFMO の手続や国家実行を含む最近の制度的発展を踏まえて先行研究を補完し、全体の法構造を把握する必要がある。そこで、本研究では、グローバルな協定が定める法規則と RFMO の手続、国家実行の連関を分析し、全体としての法構造の現状及び問題点を明らかにする。

(2) 次に、国際漁業規制における寄港国措置の制度的展開と関連国際法規範との間の相互影響を検討する。ここでいう「相互影響」には二重の意味がある。第一に、積み重ねられる RFMO

や国家の寄港国措置に関する実行は、国際法規範に影響を与える。第二に、国際法規範のあり方は、逆に寄港国措置制度に影響を与えうる。このような昇華と浸透という双方向の現象を実践から抽出し、それに対して規範的評価を与える必要がある。

3．研究の方法

(1) 本研究は、主に三つの段階から構成される。まずは①国際漁業規制に関する寄港国措置の実際の発展とその意義について明らかにする。次に②国際漁業規制における寄港国措置を体系的に分析し、これを法執行メカニズムとして把握する。最後に、③、②で明らかになった国際漁業規制における寄港国措置制度の現状と問題点が、他の分野にいかなる影響を及ぼしているか、またそのような現象は規範的に正当化されうるか、さらに、現行法の解釈で対応できない問題とはいかなるものかについて検討を加える。

(2) 先行研究は、主に慣習法上の寄港国管轄権や、制度的展開、グローバルな協定の法的効果を対象とするものであるため、寄港国措置に関する手続を採択した RFMO の手続あるいは主要な関係国・地域（日本や、米国、台湾、EU など）の実行を含め、法的議論や事例、さらに関連する国内法令の定立事例なども検討する。

4．研究成果

(1) 慣習法上、入港条件の設定や外国船舶の入港許可は国家の権限として認められているが、国連公海漁業実施協定第 23 条の曖昧な性格により、「便宜寄港」問題に対処できず、また入港拒否より厳しい措置の実施について大いに国家の裁量に委ねた。1990 年代の半ばから、国連食糧農業機関の主導により、寄港国措置が IUU 漁業の解決手段として導入されてきた。IUU 漁業行動計画（International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing）寄港国措置モデル・スキム（Model Scheme on Port State Measures to Combat Illegal, Unreported and Unregulated Fishing）といった非拘束的文書を通じ、港内検査手続や関連措置の内容が精緻化された。2009 年に締結した寄港国措置協定は、旗国と寄港国との間の管轄権の配分について曖昧さを残したまま、文言上寄港国の役割が補完的なイメージを有していることを払拭できないが、旗国の同意を得なくても、寄港国が港内検査、漁獲物の陸揚げや転載禁止、港内サービスや設備の使用禁止など入港拒否の以外の措置をとることができるという解釈の余地が残っている。そして IUU 船舶の拿捕や抑留、乗組員の逮捕や訴追などの可能性もある。そこで、IUU 漁業への威嚇効果はさらに期待されており、寄港国措置協定が IUU 漁業阻止の一里塚になったように思われる。

(2) 現在（2019 年 5 月）、59 カ国及び一つの国家集団（EU）によって寄港国措置協定を批准、受諾、承認又は加入をした。しかし、一部の漁業国が未だに同協定に拘束されていない。漁業国の非協力的な態度は、IUU 漁業の包囲網を強化するための寄港国措置協定には、重大な抜け穴になりがちであろう。公海における IUU 漁業行為についての寄港国措置の実施が「域外性」を有するにもかかわらず、従来の域外適用根拠を外国船舶に適用しうるかには疑問が残る。国家レベルの実行は、領土主権に依拠し、域外適用根拠の議論を回避している。なぜ公海で行なった IUU 漁業行為に実施する寄港国措置について域外管轄に

関する説明が必要であるものの、国家実行は領土主権に依然依拠されるのか。それは、IUU 漁業阻止の急迫性や、抑制の効率性が重視されているからである。そのため、論争的な文言を避け、素早く船籍を問わず全ての外国船舶に実施することこそ最も実践的なやり方である。

(3)しかしこのようなアプローチにおいては、国際貿易法との整合性やセーフガードの対処をめぐり関連措置実施の正当性が問題となる。国際貿易法でいくつかの事案で検討される「より差別でない」(less discriminatory)ことは一つの配慮すべき要素である。「より差別でない」手段に合致するため、RFMO 枠内の多数国間協力を通じて保存管理措置を行うことが推奨されるが、非加盟国遵守制度や協力非加盟国制度において隠れている差別問題を改善しなければならない。また、港内検査など措置の実施について、自国の船舶を含む、すべての国の船舶に実施する姿勢をアピールすることが、寄港国措置の正当化手段として実施国は検討する価値がある。なお、近年一部の地域や国が行なっている非協力第三国制度(例えば、EU の European Council Regulation No. 1005/2008 of September 29, 2008, Chapter VI、米国の Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Reauthorization Act of 2006, Public Law 109-479, 16 U.S.C. 1801 et seq, Title IV, Section 403)は、差別的な性格を有する一方的な措置と指摘されている。このような制度が、問題となる第三国との協議や遵守促進のプロセスとしてなされることは望ましい。なお、漁獲証明制度の一般的な基準を採択する場合には、国際農業食糧機関の場を通じることは、IUU 漁業についての一般的な強制規格の形成条件として考えられる。

(4)地域的漁業管理機関の実行の中で、不法行為の賠償請求権とそれに関するセーフガードの採択が軽視されている。領域主権の行使を前提とし、国内手続の整備が主な解決策と思われる。そのため、国家レベルの具体的な実施に当たって、外国船舶とその旗国の権利に対する妥当な考慮が必要であるように思われる。

(5)本研究の検討により、寄港国措置協定が発効したものの、その内容において不明確なところがまだ多いことが明らかとなった。これまで寄港国措置の実施にあたり、紛争事件が生じる際に国内法に司法手続を利用した事例はあまり知られていない。旗国の黙認で一般慣行が確立されたという判断がもう少し事例の累積を待つように思われる。さらに、寄港国措置協定においても寄港国が領土主権に基づいて入港条件を設定する上で、協定に定める措置よりも厳しい措置をとる際に、国際法に従うと明記している。漁業分野の寄港国管轄は、IUU 漁業の阻止の実効性が重視される傾向で拡張の一途しか見えず、法的安定性を著しく欠くこととなるため、少なくとも「公正で透明性のある、かつ、差別的でない」の実施や権利濫用の予防といった配慮が必要である。同分野の発展が成熟したと言うには時期尚早であり、今後の国家実践や、貿易分野の紛争解決及び寄港国措置協定の締約国会合による協定実施の調整、さらには締約国会合による協定の改正の可能性をなお注視することが求められる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Minghao Yang, The Legal Development of Port State Measures to Combat Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing and Current Practice in Japan, Taiwan Quarterly of Northeast Asia Studies, 査読無、Spring/Summer、2018、1-48

楊名豪、日本水産政策改革近況、農政與農情、査読無、No. 317、2018、50-57
<https://www.coa.gov.tw/ws.php?id=2509010>

〔学会発表〕(計 3 件)

Minghao Yang, “Port State Measures as Tools to Combat IUU Fishing: Current Developments and Legal Challenges,” 2017 Kyoto-SNU Joint Seminar in International Law, December 14, 2017

Minghao Yang, “Port State Measures to Combat IUU Fishing: A Critical Analysis of EU-IUU Regulation,” 2018 CUHK-Kyoto Joint Workshop in International Law, March 23, 2018

楊名豪、IUU 漁業と旗国主義—二元論対立パラダイムの省察、国立台湾海洋大学海洋法政
学士学位プログラム招聘講演、2019 年 3 月 14 日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1) 研究分担者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。